

# 令和元年上尾市教育委員会 12月定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年12月26日(木曜日)  
開会 午前9時30分  
閉会 午前10時10分
- 2 場 所 上尾市役所議会棟 上尾市議会全員協議会室
- 3 出席委員 教育長 池野和己  
教育長職務代理者 細野宏道  
委員 中野住衣  
委員 大塚崇行  
委員 内田みどり  
委員 小池智司
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉  
学校教育部長 伊藤潔  
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫  
教育総務部次長 西嶋秋人  
学校教育部副参事 兼 学務課長 瀧沢葉子  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 太田光登  
教育総務部 教育総務課長 森泉洋二  
教育総務部 生涯学習課長 小宮山克巳  
教育総務部 図書館長 島田栄一  
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明  
学校教育部 学校保健課長 荒井正美  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 戸國健一  
書記 教育総務課主幹 山内和徳  
教育総務課副主幹 上山英樹  
教育総務課主査 鳥丸美鈴  
教育総務課主任 井上建一
- 5 傍聴人 4人

## 6 日程及び審議結果

**日程第1 開会の宣告**

**日程第2 11月定例会会議録の承認**

**日程第3 会議録署名委員の指名**

**日程第4 報告事項**

報告事項1 「平成31年度 上尾の教育」について

報告事項2 東京2020オリンピック聖火リレーについて

報告事項3 令和元年11月 いじめに関する状況について

報告事項4 令和元年度 第66回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

報告事項5 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて

報告事項6 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて

**日程第5 今後の日程報告**

**日程第6 議案の審議**

議案第56号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

**日程第7 閉会の宣告**

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和元年上尾市教育委員会12月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(森泉洋二 教育総務課長) 4名の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

### 日程第2 11月定例会会議録の承認

(池野和己 教育長) 「日程第2 11月定例会会議録の承認」についてでございます。11月定例会の会議録につきましては、すでにお配りをし、確認をいただいておりますが、修正等がございましたらここで伺いしたいと存じます、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、11月定例会会議録については、大塚委員にご署名をいただき、会議録といたします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、内田委員をお願いいたします。

(内田みどり 委員) はい。

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、その前にお諮りいたします。本日提出されております議案第56号につきましては、個人情報を含む審査請求案件であるため、非公開の会議として審議したいと存じますが、ご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ご異議がないものと認め、会議を公開しないものとして決定いたしま

した。この決定を受けまして、予定されている本日の日程を変更いたします。まず、報告事項を行い、その次に今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、議案第56号の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

#### **日程第4 報告事項**

(池野和己 教育長) それでは、報告事項でございます。本日は、6件の報告がございます。よろしくお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 上尾市教育委員会12月定例会報告事項のご用意をお願いいたします。「報告事項1 「平成31年度 上尾の教育」について」は森泉教育総務課長が、「報告事項2 東京2020オリンピック聖火リレーについて」は柳川スポーツ振興課長が報告申し上げます。

##### **○報告事項1 「平成31年度 上尾の教育」について**

(森泉洋二 教育総務課長) 恐れ入ります。報告事項1ページをお願いいたします。「報告事項1 平成31年度 上尾の教育」についてでございます。「平成31年度上尾の教育」をお手元にお配りさせていただきました。この冊子につきましては、平成31年度の教育行政の概要について「教育行政・教育財政」「学校教育」「生涯学習・文化芸術・文化財」「生涯スポーツ・レクリエーション活動」の4つの領域に分けて編集をさせていただいております。上尾市の教育行政をご理解いただく一助として、ご活用いただければと思います。この冊子の設置、公表につきましては、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、図書館本館・分館、各公民館の情報提供スポットに閲覧用として設置するほか、上尾市Webサイトにおいても掲載し、公表する予定でございます。説明は、以上でございます。

##### **○報告事項2 東京2020オリンピック聖火リレーについて**

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「報告事項2 東京2020オリンピック聖火リレーについて」ご報告いたします。報告事項2ページ、3ページをお願いします。12月17日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より、聖火リレーの詳細ルートや区間ごとの出発地・到着地などについて発表がありました。日時は、令和2年7月9日木曜日、市内の通過時刻は午後5時半から午後6時頃の予定となっておりますが、1月下旬以降調整終了後に公表予定とのことです。コースは中山道で、スタート地点は桶川市の中山道パーキング前、ゴール地点は北上尾駅入口交差点となっております。区間の距離は約2.2キロメートルでございます。その内、上尾市は、約1.2キロメートルを6人の聖火ランナーが走ります。なお、市内在住の聖火ランナーは橋本実紀さん1名となっております。以上報告とさせていただきます。

(伊藤潔 学校教育部長) 「報告事項3 令和元年11月 いじめに関する状況について」は太田副参事兼指導課長が、「報告事項4 令和元年度 第66回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について」、「報告事項5 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて」及び「報告事項6 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて」は荒井学校保健課長が報告申し上げます。

##### **○報告事項3 令和元年11月 いじめに関する状況について**

(太田光登 指導課長) 「報告事項3 令和元年11月 いじめに関する状況について」でございます。5ページをご覧ください。小学校の新規認知56件、解消に向けて取組中122件、解消3件です。6ページをご覧ください。中学校の新規認知9件、解消に向けて取組中81件、解消7件です。

昨年度中発生し、未解消の案件につきましては、各学校に案件ごとに確認した結果、今月になって解消報告が続々と届いているところでございます。今後も教育委員会と学校が連携し、認知したいじめに対して、その解消に向け、丁寧に対応してまいります。以上でございます。

#### ○報告事項4 令和元年度 第66回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

（荒井正美 学校保健課長）「報告事項4 令和元年度 第66回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について」ご報告いたします。7ページをお願いいたします。埼玉県教育委員会等の主催によりまず、学校歯科保健コンクールにおきまして表彰校決定の旨、通知がございましたので報告いたします。最優秀校 東小学校、大谷中学校。以下、優秀校、優良校、入選校、PTA活動優秀校につきましては、記載のとおりでございます。なお、表彰式につきましては、令和2年2月6日、さいたま文化センターで開催されます。以上、報告とさせていただきます。

#### ○報告事項5 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて

（荒井正美 学校保健課長）続きまして、8ページをお願いいたします。「報告事項5 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて」でございますが、「上尾市立上尾中学校において発生した人身事故の損害賠償について」損害賠償額を定め、相手方と和解したので、報告するものでございます。事故の概要でございますが、令和元年7月22日、上尾運動公園のジョギングコースにおいて、上尾市立上尾中学校の陸上部の生徒が、部活動の集団走にて練習をしていた中、生徒の左肩が同じコースを走っていた相手方市民の右肩にぶつかって、負傷させたというものです。事故の原因としましては、生徒同士が並列で横の生徒と話ながら走行していたため、前方を走っていた相手方に対して十分な注意を払うことができず、ぶつかってしまったというものでございます。和解の内容につきましては、顧問の教師の指導のもと、部活動の練習を行っている中で発生した事故であり、一般市民も利用する施設で部活動を行う学校側の配慮が不十分であったとし、治療等に係る費用として損害賠償額27,560円を市が負担することで合意に至ったものであります。この合意を受け、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年10月3日付けで、損害賠償の額の決定及び和解に係る市長の専決処分を行い、同日示談が成立したところでございます。なお、この内容につきましては、令和元年上尾市議会12月定例会に報告しております。事故後の対応につきましては、学校長から関係職員に対し注意を行うとともに、同様の事故を起こさないよう教員と生徒へ安全指導を行ったところでございます。教育委員会といたしましては、校長会議・教頭会議で注意喚起を行い、学校活動における安全確保について指導をいたしました。

#### ○報告事項6 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて

（荒井正美 学校保健課長）つづいて、9ページをお願いいたします。「報告事項6 損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて」ご報告いたします。こちらも報告事項5と同様に「損害賠償の額の決定及び和解をしたことについて」の報告でございますが、「上尾市立大石中学校において発生した保護者車両損傷事故の損害賠償について」損害賠償額を定め、相手方と和解しましたので、ご報告申し上げます。事故の概要につきましては、令和元年9月2日、上尾市立大石中学校において、学校敷地内の排水溝が劣化、破損しており、グレーチングと呼ばれる排水溝の金属蓋を踏んだ保護者の自家用車による加重で、当該グレーチングが浮き上がってしまい、保護者車両の底の部分を破損・損傷させたというものでございます。損害賠償額といたしましては、学校施設に瑕疵があったことを認め、市の賠償責任として、車両下回りのカバーの破損に係る交換、修理費15,196円を負担することで双方合意となっております。この合意を受け、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和

元年12月3日付けで、損害賠償の額の決定及び和解に係る市長の専決処分を行い、同日示談が成立したところでございます。なお、この案件も先ほどの報告と同様に、12月定例会市議会に報告しております。事故後の対応につきましては、速やかに該当の排水溝の修繕を行い、グレーチングは、耐荷重が車両用のものと交換を行い、外れないように敷設いたしました。また、校長会議・教頭会議で注意喚起を行い、学校施設の安全管理、安全点検の徹底等について指導をいたしました。報告は以上でございます。

(伊藤潔 学校教育部長) 報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、6件の報告事項につきまして説明をいただきました。委員の皆様の方から、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(中野住衣 委員) いじめに関する状況調査の内容について質問をさせていただきます。小学校の11月の認知件数が56件となっています。低、中、高学年の割合は大体分かりますか。もし分かれば教えてくださいたいと思います。

(太田光登 指導課長) 手元に一部の資料しかございませんので、後程お伝えしたいと思います。

(池野和己 教育長) 後程お伝えをするということでお願いいたします。

(中野住衣 委員) わかりました。今のことについての意見です。自分自身も地域で児童の放課後の様子や活動を見させていただく機会があります。低学年の児童を見ていて考えたことですが、いじめについての案件は、低学年から多く上がってくるのではないかと思います。行動を見ていると、やはり、低・中・高学年の行動というのはそれぞれ違うんですね。低学年の子ども達は、やはり行動が落ち着かなかったり、例えば、走ってはいけないところを走り回ってしまったり、友達に対しても手加減せずパンチをしまったり、言葉で相手をからかっていたり、そういうことが多いですね。改めて、自分は、低学年の教育は大事だなと思っています。やはり、低学年のうちに勉強の基本とか、心の教育の部分で育てたいこと等、様々な生活や経験から、特に低学年は、基本的な生活習慣の徹底ということで担任の先生方が日々の教育活動の中で指導されていますが、いろんなことを教えて身に付けさせることが大事だということを感じています。小学校は6年間あり、低・中・高学年と2学年ずつありますので、その学年の実態に応じて、勉強、道徳、安全面等、段階的に対応、指導していくことが大事だと考えます。是非、その辺のところを配慮していただければと思います。以上です。よろしく願いいたします。

(太田光登 指導課長) 手元に直近の20件の小学校の事案がございましたので、お知らせします。圧倒的に2年生が多くて、その次が6年生、後は他の学年がばらばらというような感じです。2年生が多いという状況でありますので、今のお話をしっかり受け止めて、指導してまいりたいと思います。

(大塚崇行 委員) 今のいじめの件について、ちょっと教えていただきたいのですが、認知されてから3か月見守るということでもあります。軽度と見られるものも積極的に上げていくということですが、今、継続が122件ということもありますので、そういった部分で、対応が全て出来るのかなと不安に思うところもあります。因みに3か月という期間は上尾市での規定、決まりということなのでしょ

うか。それとも県からの決まりなのでしょうか。

(太田光登 指導課長) 市内の取り決めというか、概ね3か月を見守るということで決めております。

(大塚崇行 委員) 上尾市でということですね。今朝の新聞でも出ていましたが、昨年度の県での数が、解消率81パーセントということで、数字が出ていましたが、そういう部分で、県と上尾市でどうなのかなと思いましたが質問させていただきました。積極的な解消ということではないんですが、そういう部分もあって良いのではないかなと思いましたがお話をさせていただきました。以上です。続けて質問させていただきます。オリンピックの聖火リレーについて質問させていただきたいと思いません。市内在住の方1名ということなのですが、どういった方なのかというのを教えていただけますでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 高校時代はインターハイ、最近では国体にも出場された長刀の選手です。以上です。

(大塚崇行 委員) 上尾市内で6名ということで、あと5名の方はどういった方が走るという情報はあるのででしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 埼玉県の方で、公募した方が、当初65人でした。最終的に10名の推薦枠を含めまして、75人の方が今回内定ということになります。上尾市の方1名なのですが、最終的にどの方が、どの区間を走るというのはまだ公表されておりませんので、今のところ未定でございます。

(内田みどり 委員) 先程のいじめの件でまた質問させていただきたいと思いません。小学校のいじめで、昨年12月です。1年前のいじめで、まだ解消されていない部分が8件ございますが、そのところはどうなっているか教えていただければと思いません。

(太田光登 指導課長) 児童、保護者とも確認したところ、もう少し見届けて欲しいというようなことで、保護者、当人から、解消まで至っていないということで、更なるいじめが発生していれば、次の認知にもなりますので、それは起きていないけれども今は見守っている状況であります。

(小池智司 委員) 聖火リレーについて教えていただければと思いません。12月の17日付けで発表されたばかりなので、今後どういうふうになっていくか分からないんですけども、上尾市内の中山道を通るということで教育委員会の方へオリンピック組織委員会の方から、沿道を走るうえで、協力要請というのは今後あるのでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 沿道警備につきまして、今調整中でございますけれども、上尾市スポーツ協会、それから上尾市スポーツ推進委員、それから上尾市の職員にも幅広く声を掛けて、お手伝いの協力依頼をする予定でございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) 本日はありがとうございました。今の課長のお話に関してですが、ちょっと不思議に思ったのは、第6区間のスタートが桶川駅の北で、北上尾駅までで上尾が終わって

しまっています。そうすると上尾駅前の中山道はさいたま市の区間となるのでしょうか。警備にあたるのもさいたま市の人になるのでしょうか。何故上尾が北上尾で終わっているのでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 一つの区間が、概ね訳2 km前後とされておりまして、桶川市と上尾市で一つの区間ということになりますので、ちょうど市境を挟んで約2 kmということで設定となっております。7月の7日、8日、9日の3日間で行われますが、上尾の後、さいたま市は最終の区間となります。そちらへは車両、バスに乗って、さいたま市へ移動して行われるということで、上尾駅前の区間は走らないことになっています。

(細野宏道 教育長職務代理者) 分かりました。つながらないということですね。理解できました。

(大塚崇行 委員) 平成31年度の上尾の教育に関して、40ページです。一番下の部分「学級経営」についてです。ここで気になる数字がありました。「全国学力・学習状況調査」の「質問紙調査」で、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」で「はい」と答えたのが、上尾市の小学校が54.3パーセント、中学校が35.1パーセントとなっています。この数字見たときに、中学校ってこんなに低いんだと思ってしまいました。よいところを認めてくれている方が35.1パーセント、全国が32.5パーセントですので、それよりは高いので、自己有用感が育まれていると書いてありますが、この数字を見たときに少し低いのではないかなと思いました。ただそこで、平成31年度の「全国学力・学習状況調査 報告書」の「質問紙調査」をネットで調べてみましたら、「はい」というのが「当てはまる」ということで、確かに中学校32.5パーセントなのですが、「どちらかといえば、当てはまる」が49.6パーセントということで、それを含めると82.1パーセントが、「当てはまるか」、「どちらかといえば、当てはまる」ということで認めてくれていると思われていると。それを見て少し安心したということがありました。ですので、ちょっとこの書き方が少し考えられた方が良いのではないかなと思いましたので意見として言わせていただきます。

(池野和己 教育長) 他にございますか。よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、報告につきましてはこれで終了したいと思います。

## **日程第5 今後の日程報告**

(池野和己 教育長) 続いて「日程第6 今後の日程報告」をお願いいたします。

(森泉洋二 教育総務課長) それでは、1月の主な日程をご案内させていただきます。1月12日、日曜日は、成人式がございます。令和2年は、午前中に東側、午後には西側の予定になっております。16日には、文部科学省において、市町村教育委員研究協議会第3回実施分が開催予定となっております。22日は、1月定例教育委員会を午前9時30分から開催予定でございます。日程は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございました。日程に関して何か質問等ございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、日程報告については終了したいと思います。

## 日程第6 議案の審議

(池野和己 教育長) ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。「議案第56号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いいたします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第56号につきましては、太田副参事兼指導課長が説明申し上げます。

### ○議案第56号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

(太田光登 指導課長) 議案1ページをご覧ください。また、別冊の議案資料に上尾市情報公開・個人情報保護審査会からの答申書の写しを掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。「議案第56号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。はじめに、提案理由ですが、行政文書非公開決定処分に係る審査請求について、上尾市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して裁決したいので、この案を提出するものでございます。なお、答申では、本件に係る5件の行政文書非公開決定処分を「いずれも妥当である」としています。次のページから裁決書の案となっております。2ページをご覧ください。中段の主文から順次ご説明いたします。主文は、「本件審査請求を棄却する。」というものです。続いて第1の事案の概要の1です。審査請求人から平成30年9月21日に、平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」で配布された文書。指導者として出向いた上尾市教育委員会の職員の職名・氏名が判別できる文書。指導者として出向いた上尾市小・中学校長会学校管理運営研修会担当校長の氏名が判別できる文書。平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」の記録。「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」の文書自体がどのように配布されているのか判別できる文書。また、当該文書そのものはどこ(の学校)でプリントアウトされて、どのような費用から捻出されているのか判別できる文書。の行政文書の公開請求がされました。次に2ですが、この5件の公開請求に対し、担当した学務課は、対象文書の検索、特定を行いました。が、いずれも存在しなかったため、平成30年10月5日に、5件の非公開の決定を行い、審査請求人に通知しました。次に3ですが、平成30年12月13日、審査請求人は、この5件の非公開の決定を取り消して、公開をすることを求めて審査請求を行いました。次に4ですが、平成31年1月4日、この審査請求の事務を担当する指導課から、学務課が担当して作成した弁明書を審査請求人に送付するとともに、上尾市情報公開・個人情報保護審査会に弁明書の写しを添えて本件審査請求を諮問しました。次に5ですが、令和元年10月29日、審査会は、学務課からの諮問書及び弁明書の写しの受理、審査請求人からの反論書及び証拠物件の受理、口頭意見陳述申立書及び質問趣意書の受理、再提出された質問趣意書の受理、審査請求人による口頭意見陳述の実施及び学務課長からの意見聴取を経て、本

件の非公開決定5件を妥当とする答申をしました。次に、第2の審査請求人及び処分庁の主張についてです。審査請求の趣旨は、次のようなものです。別途情報公開により入手した「車両運転日報」から、池野教育長が平成30年4月14日に実施された「平成30年度上尾市学校管理運営研修会」に出席したことを知り得た。同教育長が公用車を使用し当該研修会に赴いたことは、すなわち公務であることから、当該「研修会開催文書または研修会の内容が判別できる文書・資料」の公開を求め、研修会開催文書を入手した。そこで、公開された当該研修会開催文書の内容について知りたいと考え、平成30年9月18日に、5種類の文書・資料等についての情報公開請求を行ったところ、そのいずれについても、「不存在」との理由による非公開処分通知を受けた。研修会の開催文書を公開しているにもかかわらず、それに付随する文書・資料等が「不存在」という「公開できない理由」は、極めて不自然であり、「市民に対する説明責任」という点でも全く不十分である。請求人が情報公開請求した文書・資料等は、いずれも当該研修会の際に出席者に示されているのが極めて自然であると考えられ、それらの文書・資料等について実施機関が保有していることは明白であることから、本件5件の処分を取り消し、公開処分を求める。一方、担当した学務課は、開催文書については、上尾市学校管理運営研修会会長から上尾市教育委員会教育長宛に送られた文書で、上尾市教育委員会が保有していたため開示したもので、本件5件の文書は、いずれも存在しないことは事実であるので、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきだと主張しております。次に、第3の裁決の理由についてです。本件審査請求は、平成31年1月4日に審査会に諮問し、審査会で調査審議がされ、令和元年10月29日に答申を得ています。したがって、審査会の判断を裁決の理由とします。審査会の判断は、次のとおりです。平成30年度上尾市学校管理運営研修会は、上尾市小学校長会及び中学校長会が主催するもので、管理職候補者選考の受考を希望する者を対象にしたものであることが分かった。研修会が行われたのは土曜日で、職員は職務外で自発的に参加したとのことであった。一方、教育長については、主催者から挨拶を依頼され職務として出席したとのことであった。審議経過において、審査請求人は、証拠物として情報公開で入手した文書を根拠に、本件対象文書1、本件対象文書2、本件対象文書3、本件対象文書4及び本件対象文書5が「不存在」という実施機関の「公開できない理由」は、極めて不自然であると主張する。一方、実施機関は、本件対象文書1、本件対象文書2、本件対象文書3、本件対象文書4及び本件対象文書5が存在しないことは事実であり、本件処分1、本件処分2、本件処分3、本件処分4及び本件処分5をしたとし、開催文書については、上尾市小・中学校長会から実施機関に送られたもので保存していたため、公開したと主張する。公開した開催文書は、上尾市学校管理運営研修会会長から上尾市教育委員会教育長宛に送られたもので「御来臨の栄を賜りますよう」「御挨拶を賜りたく存じます」との文言が記載されている。このことから教育長が公務として出向き、実施機関が開催文書を取得・保有したことは自然である。一方、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3については、審査会が学務課を通じて教育長に確認したところ、「教育長は参加者と異なり、挨拶をするために出席したため、受け取っていない」とのことである。また、指導者として研修会に参加した職員に、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3の存否について確認したところ、「研修会は実施機関主催の会合ではなく、研修会での指導についても職務外のものとして私的に休日を利用して行ったものである。本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3は配布されたが、職務上取得したのではなく、実施機関で組織的に用いるものとして保有しているものでもない。」とのことであった。このことから、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3については、教育長は取得せず、参加した職員及び指導を行った職員は、職務外で取得又は作成し、私的に保有しているものであるため、行政文書に該当しない。よって、行政文書として不存在であるという実施機関の主張は妥当である。また、本件対象文書4及び本件対象文書5については、そもそも研修会は実施機関が開催したものではないため、実施機関が保有していない

ことは不自然ではない。以上、本件処分1、本件処分2、本件処分3、本件処分4及び本件処分5は妥当である。第4結論です。よって、上尾市教育委員会は、審査会の答申を尊重して、主文のとおり裁決するものです。説明は、以上となります。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第56号について説明をいただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第56号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 最後に、全体を通して、委員の皆様から、ご意見、ご要望がありましたら、お願いいたします。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

## **日程第7 閉会の宣告**

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、本日予定されておりました日程は以上すべて終了いたしました。これをもって、上尾市教育委員会12月定例会を閉会いたします。たいへんお疲れ様でございました。

令和2年1月22日 署名委員 内田 みどり